

# リサイクルステーション

担当

環境課 内線306

## リサイクルステーション

- ◇と き 11月7日(日)  
午前9時～11時(時間厳守)  
(時間外のもの、お受け取りできません)
- ◇と ころ 旧日本ラインシュロス駐車場  
(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール ⑤紙箱 ⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧古着 ⑨アルミ缶 ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ

# みのかも環境フェア

テーマ

自然を愛し環境を心に  
～市民参加で住みよいまちづくり～

- ◇と き 10月31日(日)  
午前9時～午後4時
- ◇と ころ 文化の森
- ◇内 容 映画鑑賞、講演会、入選者表彰式と作品の展示(環境美化ポスター・作文・標語、ひまわりまつり)、各種環境の展示、ボランティア活動報告、自転車抽選会、環境木など無料配布、BDFづくり、工作、ゲーム、ポップコーン・綿菓子無料配布など

環境課 内線303

## 「架空・不当請求」被害金額が前年の8倍!



窓口は… 消費生活相談情報  
中濃地域振興局振興課  
電話 0574-25-3111  
(可茂総合庁舎内)  
岐阜県消費生活センター  
電話 058-265-0999

突然、身に覚えのない「電子消費者未納利用料請求最終通達書」と書かれたはがきが届いたという相談や、携帯電話での有料サイト利用料に対する不当請求の相談が増加しています。

相談件数は、今年4月から6月末までで2,543件と前年同期794件の約3倍、

被害者数は39人と前年同期18人の2.2倍、被害金額は1,378万円と前年同期165万円の8.4倍となっています。

架空、不当請求をする業者にいったん支払ってしまったお金は戻ってきません。そればかりか、一度支払うと後から高額な請求を受けることになり、絶対には支払わないでください。

### ◇相談

昨日、身に覚えのない有料番組利用料の請求はがきが届きました。確認のために電話をかけると、「あなたの携帯電話から有料サイトに発信したデータがある。利用料は4万6000円になっている」と言われ支払いました。すると今日になって「ほかにまだまだあるので、80万円支払え」と請求されました。おかしいと思いました。どうしたらいいでしょうか。(50歳代女性)

### ◇助言

請求されているお金は絶対に支払わないでください。既に支払ってしまったお金については、だまし取られたというので、居住地の警察署に被害届を出しておいてください。今後、何度請求されても、架空・不当請求については絶対に支払わないようにしてください。

消費者への

### アドバイス

- ①こちらからは一切連絡をとらないようにしましょう。
- ②絶対にお金を支払わないようにしましょう。
- ③身に覚えのない架空・不当請求で裁判になった例はなく、決して恐れないでください。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談してください